

第5次千曲市行政改革大綱

改定方針

- 第1 改定の背景及び必要性
- 第2 改定内容
- 第3 改定の進め方
- 第4 改定スケジュール

令和6年7月

千曲市行政改革推進本部

第1 改定の背景及び必要性

現行の第5次千曲市行政改革大綱は、旧（第二次）千曲市総合計画で掲げた基本目標6「協働で創る、市民主体の住みたい住み続けたいまち」を念頭に、この基本目標の達成方針3「将来にわたり持続可能な行財政運営を進める」を実現するための計画として、令和2年4月に策定しましたが、令和4年4月に新（第三次）千曲市総合計画が策定されたため、令和4年度から令和6年度までの間、総合計画と一部整合性が取れていないという課題が生じています。

また、従来から本市では総合計画と行政改革大綱との間において、計画期間は双方ともに5年間と同じものの、計画年度に2年間の隔たりがあるため、計画間の連動性の低下を招いています。

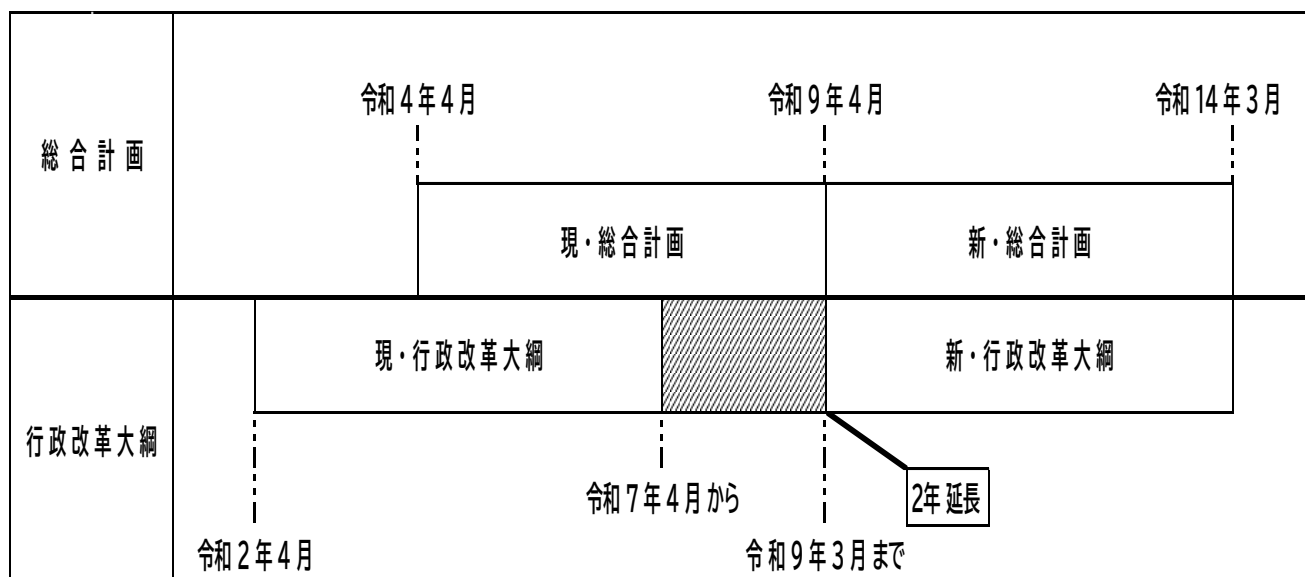
このことから、本年度は第5次千曲市行政改革大綱の最終年度になり、本来であれば次期の第6次行政改革大綱を策定する年度であります。計画期間を総合計画と一致させる必要があるため、現行の第5次行政改革大綱を改定することで対応を図ります。

これまでの5年間の取組を検証し、実施計画の見直しや追加等も行うなかで、総合計画と計画年度を一致させ連動性を高めてまいります。

第2 改定内容

① 計画期間の変更

現行の第5次行政改革大綱（R2～R6）と新（第三次）千曲市総合計画（R4～R8）の計画期間が一致しないことで、一体的な取組ができない期間が生じ連動性の低下を招いていることから、現行の第5次行政改革大綱の計画期間を2年延長し、令和8年度までとします。（下図参照）



② 第二次千曲市総合計画から第三次千曲市総合計画へ理念共有の変更

現行の行政改革大綱は、旧（第二次）千曲市総合計画と理念を共有しているため、新（第三次）千曲市総合計画との理念共有へ変更します。

③ 実施計画の見直し

- 計画期限（令和6年度）までに達成が見込まれない取組項目については引き続き推進していきます。
- 達成が見込まれる取組項目においては、継続するべき取組項目を精査したうえで、延長期間2年間に見合う新たな目標額等を設定します。
- 新（第三次）千曲市総合計画や近年の社会情勢の変化に対応した取組項目を追加します。

*総合計画の達成方針が「将来にわたり持続可能な行財政運営を進める」から「広域連携を進め持続可能な行政運営を目指す」に変更されていることから、広域連携の趣旨に対応した取組項目を追加します。

第3 改定の進め方

各課への照会及び協議を進め、新（第三次）千曲市総合計画に対応した新たな取組項目や目標額等を実施計画に設定した後、事務局において行政改革大綱及び実施計画の改定案を作成します。

これらの改定案は、行政改革推進本部会議における協議・承認を経てから行政改革推進委員会の提言を受け、理事者の決裁後、市議会へ報告します。

第4 改定スケジュール

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第5次千曲市行政改革大綱改定	改定方針	方針(案)の作成 ⇒		⇒ 行政改革推進本部会議での検討	行政改革推進委員会へ報告・意見聴取 ↓ 市長決裁								
	本文				本文(改定案)の作成 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ ⇒ ⇒ ⇒	⇒ 行政改革推進本部会議での検討 ↓ 行政改革推進委員会へ報告・意見聴取	⇒ 大綱策定(市長決裁)	⇒ 市議会へ報告	⇒	⇒	⇒
	実施計画				各課に実施計画個別項目の訂正・作成依頼	⇒ 各課から実施計画個別項目の報告	⇒	⇒ 実施計画(改定案)の作成	⇒				